

# 皆さんの意見を募集します

## 意見の取り扱い

提出された意見に対する考え方・案を修正した場合の内容を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。また、個人情報 は公表しません。

\* 閲覧・募集期間中には、閲覧場所の施設の休業日・休館日があります。



市では、左表に掲げる計画の策定や条例の改正などを進めています。より良い計画・条例とするため、市見の提出ができます。

計画・条例案の名称	担当課・問い合わせ	閲覧・募集期間	閲覧場所	対象	意見の提出方法
第二次川越市地域福祉計画	福祉推進課 ☎ 224-5769 ☎ 229-4382	12月25日(土)～ 1月23日(日)	福祉推進課(本庁舎一階)・総合福祉センター・出張所・連絡所・公民館・図書館	市内在住・在勤・在学または利害関係がある方	住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-8601川越市役所福祉推進課(郵送・ファクス可)
川越市教育振興基本計画	教育総務課 ☎ 224-6074 ☎ 226-4699	12月27日(月)～ 1月26日(水)	教育総務課(東庁舎二階)・出張所・連絡所・公民館・図書館	市内在住・在勤・在学または利害関係がある方	住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-8601川越市役所教育総務課(郵送・ファクス可)
川越市文化芸術振興計画	文化振興課 ☎ 224-6157 ☎ 225-2895	12月27日(月)～ 1月26日(水)	文化振興課(本庁舎五階)・出張所・連絡所・公民館・図書館	市内在住・在勤・在学または利害関係がある方	住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-8601川越市役所文化振興課(郵送・ファクス可)
第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画(後期計画)	文化振興課 ☎ 224-6157 ☎ 225-2895	12月27日(月)～ 1月26日(水)	文化振興課(本庁舎五階)・出張所・連絡所・公民館・図書館	市内在住・在勤・在学または利害関係がある方	住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-8601川越市役所生涯学習基本構想・基本計画(後期計画)推進課(郵送・ファクス可)
第三次川越市国際化基本計画	国際交流センター ☎ 224-6094 ☎ 226-4102	12月27日(月)～ 1月26日(水)	国際交流センター(本庁舎五階)・出張所・連絡所・公民館・図書館	市内在住・在勤・在学または利害関係がある方	住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-8601川越市役所国際化推進課(郵送・ファクス可)
第二次川越市生涯スポーツ振興計画	スポーツ振興課 ☎ 224-6094 ☎ 226-4102	12月27日(月)～ 1月26日(水)	スポーツ振興課(本庁舎五階)・出張所・連絡所・公民館・図書館	市内在住・在勤・在学または利害関係がある方	住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-8601川越市役所生涯スポーツ振興課(郵送・ファクス可)
川越市開発許可等の基準に関する条例	開発指導課 ☎ 224-5978 ☎ 225-9800	1月4日(火)～ 2月4日(金)	開発指導課(本庁舎五階)・出張所・連絡所・公民館・図書館	市内在住・在勤・在学または利害関係がある方	住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-8601川越市役所開発指導課(郵送・ファクス可)

# 公開事業点検 今後の対応を公表します

政策企画課 ☎224-5503

7月24日に実施した公開事業点検の結果について、8事業のうち、3事業は「廃止」・5事業は「市(改善)」となりました。この結果を受け、必要に応じて関係する市民・団体の意見を伺い、市で対応を検討してきました。このたび8事業の今後の対応について決定しましたので、下表のとおり公表します。

## 各事業の検討結果・実施内容

事業名	点検結果	検討結果	実施内容
人材育成の推進(職員研修)	市(改善)	市(改善)	研修ニーズや効果を把握し、引き続き研修の充実を図っていきます。通信教育費用の一部を本人負担とし、また、内部講師の養成についても今後充実を図ります。
市内循環バス運行経費補助金	市(改善)	市(改善)	市内循環バス「川越シャトル」諸問題検討委員会において路線や料金体系などに関する見直し方針・改正案をまとめ、その内容を踏まえ平成23年度中に改善を行います。
庁用自動車管理	市(改善)	市(改善)	庁用自動車の配置状況を見直し、保有台数の減少についての検討を行います。関係する職員の配置についても適宜調整を図ります。
学校体育施設の開放	市(改善)	市(改善)	施設利用の公平性の確保について、各学校開放運営委員会へ指導します。また、同委員会への委託料を削減します。利用者からの実費徴収については、来年度以降の検討課題とします。
要介護高齢者等手当支給	廃止	市(改善)	支給対象者・手当の額について、見直しを行います。
総合健診・スマイル健診事業	廃止	廃止	関係機関との調整等を行ったうえで、平成23年度限りで事業を廃止する予定です。
環境マネジメントシステム推進事業 (ISO環境マネジメントシステム定期審査委託)	市(改善)	市(改善)	今年度限りで環境マネジメントシステムISO14001の認証を返上します。現行のシステムを基に引き続き環境マネジメントを行うとともに、新たな環境マネジメントシステムについての検討を行います。
勤労者住宅資金融資	廃止	廃止	現在の制度利用者に関する事務を除き、今年度限りで制度を廃止します。

\*「市(改善)」とは、今後も市が主体となって事業を実施するが、改善を行うことを意味します。

## ～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- ごみの祝日収集のお知らせ 収集管理課 ☎239-5058  
1月10日(祝)=可燃ごみ(月・木コース)・その他プラスチック製容器包装(月コース)。
- 介護保険に関する調査にご協力ください 介護保険課計画担当 ☎224-6404  
1月下旬、市民の皆さんから無作為に選出した5,000人に調査票を郵送します。この調査は、来年度新たに策定する高齢者保健福祉計画・川越市介護保険事業計画の参考にします。回答の締切日は、2月10日(木)です。
- 1月24日(月)～28日(金)、市税(国保税含む)の収納窓口の延長 収税課収税第一担当 ☎224-5691  
午後7時まで。収税課(本庁舎2階)。市税(国民健康保険税含む)の納付や納税相談などに、ご利用ください。
- 1月上旬、要介護の方に障害者控除対象者認定の申請書を郵送します 高齢者いきがい課 ☎224-5809  
要介護認定を受けていて障害者手帳などを持っていない65歳以上の方またはその扶養者に、所得税・住民税申告の際に所得控除を受けることができる障害者控除対象者認定の申請書を郵送します。
- 統一地方選挙の日程が決定 選挙管理委員会事務局 ☎224-6120  
埼玉県議会議員選挙=4月10日(日)(4月1日(金)告示)▶川越市議会議員選挙=4月24日(日)(4月17日(日)告示)。川越市議会議員選挙立候補予定者説明会=2月7日(月)、午後1時30分～、7AB会議室(本庁舎7階)。詳しくは、1月10日発行の広報川越をご覧ください。
- 集団回収事業報償金の申請受け付け 資源循環推進課 ☎239-6267  
10月1日から12月31日までに実施した分。1月4日(火)～17日(月)、午前8時30分～午後5時、資源循環推進課(資源化センター2階)。集団回収報償金交付申請書・集団回収実施報告書を提出。
- 市立博物館で「仮面ライダー<sup>オーズ</sup>」の撮影が行われました 市立博物館 ☎222-5399  
テレビ朝日、1月9日(日)・16日(日)、午前8時～8時30分に放映されます。

市政にゆづ

小江戸いんぷお

情報アラカルト

施設情報

保健・健康

## 協働事業審査会委員を公募

市民活動支援課 224-5705

提案型協働事業補助金の交付や協働委託事業の実施団体などについて、市民の皆さんの意見を伺うため、委員の一部を公募します。

資格：市内在住・在勤・在学の成人

▼年六回程度、平日昼間に開催される会議に出席できる▼市の他の付属機関などの委員ではない

定員：二人(選考。一人は女性枠)

任期：4月1日(金)から二年間

応募方法：市民活動支援課(本庁舎三階)で配布する応募用紙に必要な事項を記入し、「協働事業を推進

するために必要なこと」(八百字程度)を添えて、1月11日(火)〜2月10日(木)(必着)に、〒350-8601川越市役所市民活動支援課(郵送可)

\*応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

## 社会福祉審議会委員を公募

福祉推進課 224-5769

社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会を設置しています。市政に広く市民の皆さんの意見を反映させるため、同審議会の委員を公募します。

資格：市内在住・在勤・在学の成人

▼市の福祉行政に関心がある、または福祉活動を積極的に行っている▼年三回程度、平日昼間に開催される会議に出席できる▼市の他の付属機関などの委員ではない

任期：4月1日(金)から二年間

定員：四人以内(選考)

応募方法：福祉推進課(本庁舎一階)で配布する応募用紙に必要な事項を記入し、「川越市の福祉施策の推進に関する意見または考え」(八百字程度)を添え、12月27日(月)〜1月31日(月)(消印有効)に、〒350-8601川越市役所福祉推進課(郵送可)

\*市ホームページからも、応募ができます。

## 公民館運営審議会委員を公募

中央公民館 222-1394

公民館で行う各種事業について審議する、川越市公民館審議会の委員を公募します。

資格：市内在住・在勤・在学の成人

▼年四回程度、主に平日昼間に開催される会議に出席できる▼①学校教育・社会教育の振興、家庭教育の向上に役立つ活動をしている、②学識経験者▼市の他の付属機関などの委員ではない

\*NPO法人などの関係者・学識経験者は市外でも可。

定員：①②各二人(選考)

任期：委嘱の日から二年(委嘱は来年5月を予定)

応募方法：中央公民館で配布する応募用紙に必要な事項を記入し、2月12日(土)(必着)までに〒350-0054三久保町一八・三・中央公民館(郵送可)

## 市営住宅の入居者を募集

建築住宅課 224-6049

「入居者募集案内」は、1月4日(火)から20日(木)まで、建築住宅課(本庁舎三階)・出張所・連絡所・本川

越駅証明センター・埼玉県住宅供給公社川越支所で配布します。

対象：次の①〜⑥の要件をすべて満たす方(高齢者世帯付住宅は、②〜⑥の要件を満たし、自炊可能な程度の健康状態にある65歳以上の単身の方)

①同居親族がいる(予定を含む)

②市内に住所がある

③住宅に困っていることが明らか(自己所有住宅・公営住宅などに住んでいない)

④入居予定者全員の収入総額が基準額以内(高齢者・障害者世帯などは、一般世帯より基準額を緩和)

⑤市県民税を滞納していない

⑥申込者や同居親族(予定を含む)が暴力団員ではない

申し込み：市営住宅入居申込書に必要な事項を明記し、1月20日(木)(消印有効)までに〒350-1112 4新宿町一丁目一・一・埼玉県住宅供給公社川越支所(郵送可)、または建築住宅課

選考方法(申告登録制度)：申込者の経済状況、世帯状況、居住状況から入居登録順位を決定し、その順位に従って入居者を決定

\*家賃など詳しくは、埼玉県住宅供給公社 249-4877 にお尋ねください。

「わが街川越」番組ガイド 広報室 224-5495

## 新春に語る

川合善明市長が、新年の抱負を語ります。

テレビ埼玉

(アナログ38ch・デジタル32ch)

1月1日(祝)、午前9時30分〜9時40分

(再放送=1月2日(日)・8日(土)・9日(日)、同時間)

\*変更になることがあります。





## 市職員を募集

職員課 224-5553

次のとおり職員を募集します。給与・勤務時間・休暇など、詳しくは募集案内をご覧ください。

### 募集案内

募集案内は、12月27日(月)から職員課(市役所本庁舎四階)・出張所・南連絡所(川越駅東口・アトレ一階)・川鶴連絡所・本川越駅証明センター(西武本川越ペペ二階)で配布します。

市ホームページからもダウンロードできます。

### 職種・募集人員・受験資格など

受験資格は、それぞれすべての要件を満たし、日本国籍を有することが必要です。ただし、用務員・調理員を除きます。

### ■土木職(五人)

- ① 生年月日が昭和26年4月2日以降
- ② 平成22年12月31日現在において、一級土木施工管理技士の資格を有する
- ③ 平成15年4月1日から同22年12月

31日までの間に、民間企業などで土木(土木工事の設計・施工管理など)に関する職務経験が三年以上ある

### ■建築職(五人)

- ① 生年月日が昭和26年4月2日以降
- ② 平成22年12月31日現在において、一級建築士または二級建築士の資格を有する
- ③ 平成15年4月1日から同22年12月31日までの間に、民間企業などで建築建築物の設計・施工などに関する職務経験が三年以上ある

■ 保育園などの用務員(二人)  
■ 学校給食センターなどの調理員(八人)

- ① 生年月日が昭和51年4月2日から平成3年4月1日まで

### ■受験申し込み(郵送不可)

受付日時：1月17日(月)～19日(水)、午前9時～午後5時  
受付会場：7B会議室(市役所本庁舎七階)

### ■採用試験

試験日：1月30日(日)  
試験会場：市立川越高校

## 川越市成人式

文化振興課 224-6157

1月10日(祝)、正午から受け付け  
オープニング演奏=午後0時15分～▶式典=午後1時～  
川越運動公園総合体育館

受け付けの際に、記念品を贈呈します。11月上旬に送付した案内状を忘れずに持参してください。



会場周辺道路は混雑が予想されます。余裕を持ってお越しください。川越駅東口・本川越駅から、無料送迎バスを運行します。

対象…平成2年4月2日～同3年4月1日生まれの市内在住  
**新成人の皆さんをお祝いし、入館・観覧が無料に!**  
市立博物館 222-5399▶市立美術館 228-8080▶川越まつり会館 225-2727

1月10日(祝)、市立博物館・市立美術館・川越まつり会館・蔵造り資料館は、新成人の皆さんの入館・観覧が無料になります。

## 琵琶橋が通行できます

道路環境整備課 224-6029

仮設橋が完成し、工事のため通行止めだった琵琶橋が通行できるようになりました。これにより、国道254号の小仙波交差点から、喜多院・川越駅方面へのアクセスが復旧しました。



また、臨時に交互通行を行っていた市道1414号線は、従来のとおり一方通行になります。

## 訂正

環境施設課 239-6901

12月10日発行の広報川越No.1236・12ページ、「ごみし尿の収集」。

●清掃センターへの自己搬入・表中「年始の開始日」

	誤	正
東清掃センター 223-2645	1月2日(日)	1月4日(火)
資源化センター 234-0530	1月2日(日)	1月4日(火)

## 学校給食食材納入業者登録申請

学校給食課 223-6035

登録期間は、平成23年4月から同24年3月までです。

受付期間：1月11日(火)～21日(金)

受付場所：学校給食課(菅間学校給

食センター内)

提出書類：①学校給食材料納入業者

登録申請書②営業概要調査票③平

成21年度の納税証明書④平成22年

度の食品衛生監視票または立入検

査票⑤従業員の検便成績表(〇、

157を含む平成22年11月以降の

# 総合計画審議会が答申書を提出

政策企画課 224-5503

11月18日、川越市総合計画審議会会長・立原雅夫さん(写真左)から川合善明市長に、第三次川越市総合計画後期基本計画に関する答申書が提出されました。

後期基本計画は、平成18年度から同22年度までの前期基本計画を引き継ぎ、平成23年度から同27年度までの5年間におけるまちづくりの目標や必要な施策を明らかにするものです。

川越市総合計画審議会は、3月29日に諮問を受けて以来、11回にわたり後期基本計画原案を審議してきました。答申は、審議内容が反映され、幅広く指摘しています。また、計画期間内に重点的に取り組む施策を体系化した「小江戸かわごえ重点戦略」の着実な推進と、効率的で計画的な行財政運営、市の将来都市像である「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」の実現が期待されています。

答申を受けた川合市長からは、この答申を尊重して後期基本計画を策定していく旨の発言がありました。



## 情報公開制度の運用状況

総務課 224-5550

市民の皆さんの市政への参加促進と開かれた市政を推進するため、請求・申出に対し、市で保有している公文書を公開する「情報公開制度」を実施しています。

平成21年度の決定件数は、合計六十七件でした。実施機関別の決定件数の内訳は、下表のとおりです。

\*請求とは、市民・在勤者などの請求権者から実施機関に、平成9年度以降の公文書の公開を求めるものです。また、申出とは請求以外の場合です。

## 個人情報保護制度の運用状況

市民の皆さんの権利や利益の保護と、公正で信頼される市政の推進のため、市が保有する個人情報の取り扱いについてルールを定め、個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障する「個人情報保護制度」を

もの⑥営業経歴書

\*①・②の用紙は学校給食課で配布します。

\*③は、市内業者の場合は法人市民税または市民税、市外業者の場合は法人税または所得税(その1)。

## 情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の実施機関別決定件数(件)

実施機関	公開	部分公開	非公開	取り下げ	合計
議会	6	2	2	0	10
市長	11	21	10	3	45
教育委員会	2	2	0	0	4
選挙管理委員会	1	0	0	0	1
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産税評価審査委員会	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	4	1	2	7
合計	20	29	13	5	67

実施しています。

平成21年度の決定件数は、すべて市長部局への開示請求によるもので、合計千八十一件でした。決定件数の内訳は、開示千六十七件・部分開示二件・不開示十一件・取り下げ一件でした。また、訂正などの請求はありませんでした。

## 閲覧場所

詳しくは、総務課(本庁舎四階)・情報公開窓口(東庁舎一階)・市ホームページで閲覧することができます。

# 防災情報メール配信サービスを開始します

防災危機管理課 ☎224-5554

大規模な災害が発生または発生するおそれがある場合に、下記のとおり登録した方にメール配信サービスを開始します。これにより、防災行政無線や広報車の巡回では情報伝達できない遠隔地(勤務先など)にいる市民、屋内にいる市民・聴覚障害者の方に対し、より確実に災害情報を提供することができます。

## ■配信開始日

1月4日(火)。

## ■提供する情報

### 災害関連情報

災害が発生または発生するおそれがある場合に、防災行政無線で放送する災害関連情報。

- 避難勧告・避難指示
- 避難所開設状況
- 応急復旧状況など

### 防災情報

防災に関する市からのお知らせ情報。

- 総合防災訓練のお知らせ
- 防災に関する啓発メッセージ
- ポスターコンクール入選作品展示会のお知らせなど

## ■メール配信が可能な機種

メール送受信ができるパソコン・携帯電話・PHS。ただし、機種により操作できないものがあります。あらかじめご了承ください。

## ■注意事項

- ①受信する情報を変更したい場合、一度配信サービスの登録を解除し、再度改めて登録をしてください。
- ②登録料・情報提供料は無料です。ただし、インターネット接続やメール受信などにかかる費用は利用者の負担となります。

## ■登録申し込み

### ①登録する前に

必ず「利用規約」と「登録の流れ」を読んでください。登録申し込みをした方は、利用規約に同意したと見なします。

利用規約と登録の流れは、市ホームページ「メール配信サービス」のページまたは上のQRコードからご覧になれます。



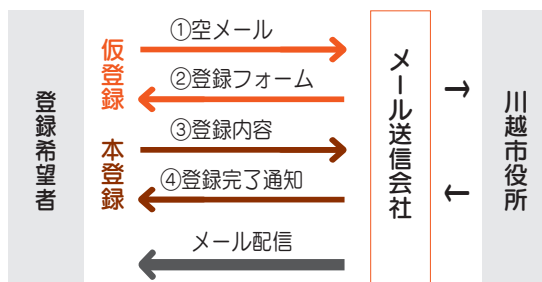
携帯でここを写してみてください



### ②仮登録・本登録

画面表示に従って手続きしてください。

### 登録から配信までの流れ

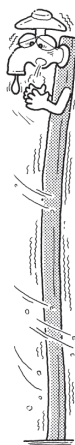


気象警報注意報などに関しては、県の防災情報メールをご利用ください。県ホームページ「埼玉県防災情報メールについて」のページから、登録できます。

## 水道管の防寒対策は十分ですか

給水課 ☎223-3071

気温がマイナス四度以下になると、給水管や水道メーター・蛇口などが凍って水が出なくなったり、破裂したりします。特に北向きや風当たりの強い場所などにある水道は凍結しやすいので、しっかりと防寒対策をしてください。



### ■水道管・蛇口の防寒

水道管と蛇口に、保温材として布・毛布などを巻きつけます。その上に、ぬれないようビニールを巻いてください。

### ■凍結して水が出ないとき

蛇口にタオルをかぶせ、ゆっくりぬるま湯をかけます。

### ■破裂してしまつたら

メーターボックス内の止水栓を閉め、破裂した部分に布かテープを巻いて応急処置をします。修理は、市指定給水装置工事業者へ依頼してください。

\*市指定給水装置工事業者については、市ホームページをご覧ください。



# 伝統的な技能・工芸・文化に貢献 初雁賞を受賞した皆さんです

秘書室 ☎224-5491

川越市は、大正11年12月1日に県内で初めて市制を施行し、今年で88周年を迎えました。12月1日の市民の日に、平成22年度川越市表彰式をやまぶき会館で行いました。

初雁賞は、長年にわたり研さんを重ね、川越の貴重な文化などの継承と発展に貢献した方を顕彰するものです。今回は、3人が受賞しました(50音順)。



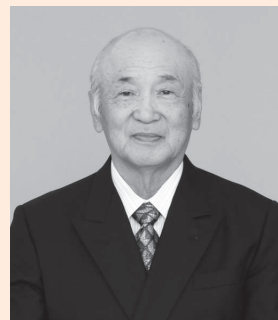
鳶職  
相原武次さん  
(74歳/寺山)

鳶一筋に従事し、曳家工事に關しては、卓越した知識と技術を持っています。特に、仕事歌である木遣りの伝統を受け継ぎ、市無形民俗文化財指定のため尽力しました。川越まつりでは、元町2丁目の町内鳶として山車の組み立て・巡行に携わっています。



畳製造職  
岡田泰介さん  
(82歳/松江町二丁目)

畳製造一筋に従事し、家庭用の畳から寺社の畳まで幅広く手掛けるなど、卓越した技能を持っています。特に、畳縁や古建築について独自に研究を重ね、その技術と知識の伝承に尽力しています。また、長年にわたり川越畳組合の理事長を務め、後進の育成にも力を注いでいます。



畳製造職  
神田恵司さん  
(77歳/元町二丁目)

畳製造一筋に従事し、卓越した技能を持っています。特に、国指定重要文化財である喜多院の畳を手掛けるなど、市の伝統的建造物の保存に貢献しています。さらに、畳の香りを多くの人に伝えたいと積極的に催しに参加し、畳文化の継承と発展にも大きく貢献しています。

## 個人住民税の税制改正

市民税課個人住民税担当

☎224-5640

### 扶養控除などの見直し

#### (平成24年度課税分以降に適用)

- 16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)にかかる扶養控除(三十三万円)は廃止となります。
- 16歳以上19歳未満の特定扶養親族にかかるとる扶養控除の上乗せ部分(十二万円)は廃止し、扶養控除の額は三十三万円となります。
- 扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者の場合、扶養控除または配偶者控除の額に二十三万円加算する措置を、特別障害者控除の額に二十三万円加算する措置に改めます。なお、これは年少扶養親族にかかる扶養控除の廃止に伴うものです。

### 生命保険料控除の改組

#### (平成25年度課税分以降に適用)

- 平成24年1月1日以降に締結した保険契約などにかかる生命保険料控除に、新たに介護医療保険料控除を設けます。それに伴い、適用限度額がそれぞれ二万八千円となります(表)。

\*平成23年12月31日以前に締結した保険契約などの適用限度額は、従前

#### 平成24年1月1日以後に締結した 保険契約などにかかる生命保険料控除

控除の種類	適用限度額
介護医療保険料控除	28,000円
一般生命保険料控除	28,000円
個人年金保険料控除	28,000円

新

#### 平成23年12月31日以前に締結した 保険契約などにかかる生命保険料控除

控除の種類	適用限度額
一般生命保険料控除	35,000円
個人年金保険料控除	35,000円

どおりです。また、現行の合計適用限度額七万円に変更はありません。  
**配当・譲渡所得等の非課税措置の創設**  
(平成24年1月1日以後に適用)

- 平成24年から同26年までの間に金融商品取引業者などの営業所長を経由して税務署長に届けた口座(非課税口座)内の少額上場株式などの配当・譲渡所得について、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から十年以内限り、非課税となります。
- \* 非課税口座を開設できるのは、一人につき一年一口座です。
- \* 非課税口座で受けられる上場株式などは、取得価格総額が百万円以内に限られます。